

生駒市生涯学習施設

指定管理者募集要項

令和7年7月

生駒市教育委員会

スポーツ振興課

目 次

1	指定管理者募集の趣旨	1
2	生涯学習施設の概要等	1
	(1) 生涯学習施設の設置目的及び特徴	
	(2) 管理運営の基本方針	
	(3) 指定管理者募集対象施設	
3	指定期間	2
4	管理の基準	2
	(1) 休館日及び使用時間等	
	(2) 関係法令等の遵守	
	(3) 管理運営にあたっての条件	
	(4) 業務の一括再委託の禁止	
	(5) 情報公開	
	(6) 個人情報の保護	
	(7) 環境への配慮	
	(8) 障がい者の雇用拡大及び地域住民の雇用等への取り組み	
	(9) 電力調達に関する協力	
	(10) 広告事業に関する取り組み	
	(11) ネーミングライツ事業への積極的参画及び運営協力	
	(12) 施設来場者用駐車場について	
	(13) 利用料金制度の採用	
	(14) 教育委員会の運営エリアについて	
5	指定管理者の業務の範囲	2～3
	(1) 施設の貸館に関する業務	
	(2) 施設の使用許可に関する業務	
	(3) 入館の制限に関する業務	
	(4) 利用料金の収受等に関する業務	
	(5) 利用料金の減免・還付に関する業務	
	(6) 運営事務に関する業務	
	(7) 来館者に対するサービス業務	
	(8) 市民サービスコーナーの補助業務 (別途市民サービスコーナー担当部局との業務委託契約締結が必要)	
	(9) 施設の総合案内等に関する業務	
	(10) 防犯・防火対策に関する業務	
	(11) 利用者への指導及び事故防止に関する業務	

- (12) 緊急対応体制の確立に関する業務
 - (13) 賠償責任に関する業務
 - (14) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
 - (15) 施設の設置目的を達成するための業務
 - (16) 運営の計画、管理等に関する業務
 - (17) 備品の管理、取り扱いに関する業務
 - (18) その他市及び教育委員会が必要と認める業務
 - (19) 複合施設における運営及び維持管理業務
(テナント等の管理も含む)
- 6 指定期間を通じて達成すべき成果目標について 3
- 7 自主事業について 3
- (1) 施設の設置目的を達成するための事業
 - (2) 自主事業の条件
 - (3) 提案を求める事項
 - (4) その他の自主事業
- 8 経費に関する事項 3～6
- (1) 基本方針
 - (2) 収支実績状況
 - (3) 指定管理料について
 - (4) 指定管理者が負担する経費等について
 - (5) 指定管理料の上限額
 - (6) 自主事業による収入
 - (7) 指定管理料の支払いについて
 - (8) 指定管理料の精算について
 - (9) 市が行う施設改修等に伴う削減コストの精算について
 - (10) 市民サービスコーナーの補助業務に関する委託料について
 - (11) 生駒セイセイビルの業務委託に関する委託料について
 - (12) 経理の区分について
- 9 業務の引き継ぎに関する事項 6
- 10 応募に関する事項 6～9
- (1) 応募資格
 - (2) グループによる応募
 - (3) 募集要項等の配布
 - (4) 説明会の開催
 - (5) 施設の見学
 - (6) 募集に関する質問の受付
 - (7) 応募書類
 - (8) 応募書類の受付

(9) 応募に関する留意事項

11	選定に関する事項	9～11
	(1) 応募書類、応募資格等の確認	
	(2) 審査委員会による選考	
	(3) 選定基準	
12	指定管理者の指定手続き等	11
13	協定（仮協定）の締結	11
14	募集、選定等のスケジュール	11
15	モニタリング調査及び実績評価に関する事項	11
16	市と指定管理者とのリスク分担	11～13
17	その他	13～14
	(1) 管理業務の継続が困難となった場合の措置等	
	(2) 協定が締結できない場合の措置等	
18	担当部署	14

生駒市生涯学習施設指定管理者募集要項

はじめに

本市では「学び続けるまち・いこま」として、多様な世代の人々がそれぞれのライフステージに応じた学びを深められるよう、積極的に取り組んでいます。

生涯学習は0歳から人生の最期まで続く、すべての人にとって「人間形成」の土台となる営みです。生涯学習社会の実現には、「学び続ける」「成長し続ける」ための意欲と理想を持ち、自ら能動的にアクションを起こす人たちが、互いにつながり、刺激し合う場の創出が必要です。

生涯学習施設は、誰もが自由に集い、学び、交流できる場とし、また地域の人と人を結びつける「つながりづくり」の拠点として、重要な役割を果たしてきました。

これからも「学び続けるまち・いこま」の原動力としてより一層の役割が期待されています。

1 指定管理者募集の趣旨

生駒市生涯学習施設（以下「生涯学習施設」という。）については、現在の指定管理者の指定管理期間が令和8年3月31日に終了することから、生涯学習施設の管理運営にあたり、利用者へのサービス向上、一層の効率的かつ効果的な管理運営、市民の芸術文化の向上と福祉の増進等を図るため、地方自治法第244条の2第3項及び生駒市生涯学習施設条例（以下、「生涯学習施設条例」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2 生涯学習施設の概要等

(1) 生涯学習施設の設置目的及び特徴

生涯学習施設は、生涯学習の推進により市民の芸術文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民相互の連帯感を育成し、ふれあい豊かな地域社会に寄与することを目的に設置され、市民の多様な学習に対応する場所として、あるいは、市民グループが開催する展示会やコンサート等、発表の場として、本市の生涯学習の拠点となる施設です。

(2) 管理運営の基本方針

生涯学習施設を管理運営するに当たっての基本的な考え方は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の2に掲げるとおりです。

(3) 指定管理者募集対象施設

指定管理者が管理運営する生涯学習施設は、次に掲げる7施設とし、対象施設のすべてを一括管理するものとします。

- ① たけまるホール
- ② 鹿ノ台ふれあいホール
- ③ 生駒市図書館
- ④ 南コミュニティセンターせせらぎ
- ⑤ 北コミュニティセンターI S T Aはばたき
- ⑥ 芸術会館美楽来
- ⑦ 生駒市コミュニティセンター

※生駒セイセイビル内生駒市コミュニティセンター以外の指定エリアは別途業務委託契約

※各施設の詳細は、資料1「生涯学習施設の概要」のとおり。

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※ただし、市の情勢や「生駒市公共施設マネジメント推進計画」及び「生駒市個別施設計画」において、今後運営形態の見直しや統廃合する場合があります。

4 管理の基準

管理の基準についての基本的な内容は、次に掲げるとおりとします。(1)から(14)についての詳細は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の4に掲げるとおりです。

- (1) 休館日及び使用時間等
- (2) 関係法令等の遵守
- (3) 管理運営に当たっての条件
- (4) 業務の一括再委託の禁止
- (5) 情報公開
- (6) 個人情報の保護
- (7) 環境への配慮
- (8) 障がい者の雇用拡大及び地域住民の雇用等への取り組み
- (9) 電力調達に関する協力
- (10) 広告事業に関する取り組み
- (11) ネーミングライツ事業への積極的参画及び運営協力
- (12) 施設来場者用駐車場について
- (13) 利用料金制度の採用
- (14) 教育委員会の運営エリアについて

5 指定管理者の業務の範囲

指定管理者が行う業務についての基本的な内容は次に掲げるとおりとします。詳細は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の5に掲げるとおりです。

- (1) 施設の貸館に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 入館の制限に関する業務
- (4) 利用料金の収受等に関する業務
- (5) 利用料金の減免・還付に関する業務
- (6) 運営事務に関する業務
- (7) 来館者に対するサービス業務
- (8) 市民サービスコーナーの補助業務
(別途市民サービスコーナー担当部局との業務委託契約締結が必要)
- (9) 施設の総合案内等に関する業務
- (10) 防犯・防火対策に関する業務
- (11) 利用者への指導及び事故防止に関する業務
- (12) 緊急対応体制の確立に関する業務
- (13) 賠償責任に関する業務
- (14) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (15) 施設の設置目的を達成するための業務
- (16) 運営の計画、管理等に関する業務
- (17) 備品の管理、取り扱いに関する業務
- (18) その他市及び教育委員会が必要と認める業務

(19) 複合施設における運営及び維持管理業務（テナント等の管理も含む）

6 指定期間を通じて達成すべき成果目標について

指定管理者は生涯学習施設の利用者数及び稼働率の成果目標を設定し、目標達成に向けた効果的・効率的な運営を行ってください。なお、利用者数や稼働率については、資料4「施設利用状況一覧」を参考にしてください。

7 自主事業について

施設において、指定管理者の責任と費用負担で実施するものとし、次に掲げる事業は必須事項とします。

(1) 施設の設置目的を達成するための事業

下記のご提案は必須項目になります。

詳細は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の7の(1)に掲げるとおりです。

- ① 文化芸術活動の振興に関する事業
- ② 市民が「歩いて行ける」場所に地域のつながりを生み出すことを目的とし、市民が主体となって多彩な活動を行うとともに、地域交流拠点として、複合型コミュニティ交流の場、地域人材による事業
- ③ 生涯学習活動の振興に関する事業
- ④ 自動販売機の設置及び管理に関する事業（生駒セイセイビル内生駒市コミュニティセンター以外の指定エリアは対象外）（指定：災害対応バンダー）
- ⑤ ソリューション事業
- ⑥ 基本の休館日及び基本の開館時間外の施設の供用（「基本の休館日及び基本の開館時間」を参照のこと。）

(2) 自主事業の条件

詳細は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の7の(2)に掲げるとおりです。

(3) 提案を求める事項

詳細は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の7の(3)に掲げるとおりです。

- ① 事業内容
- ② 集客及び広報の方法
- ③ 従業員の配置体制
- ④ 収支計画書
- ⑤ その他必要と思われるもの

(4) その他の自主事業

詳細は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の7の(4)に掲げるとおりです。

- ① 上記の「施設の設置目的を達成するための事業」のほか、指定管理者は、生涯学習施設を利用し、次の項目に係る自主事業を提案することができます。
- ② 事業の条件等
- ③ 提案内容
- ④ 実施前の協議

8 経費に関する事項

(1) 基本方針

指定管理者は、生涯学習施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の

縮減を図るように努力してください。

生涯学習施設については、この募集要項の4-(13)のとおり、「利用料金制度」を採用するため、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、生涯学習施設条例の別表及び生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の料金の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めることとなりますが、現在の利用料金は、資料8「現在の各施設利用料金表」のとおりですので、市民サービスの低下を招かないよう、原則として利用料金の設定については、現在の利用料金を上回らないこととします。

また、来館者に対するサービス（資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の5-(7)参照）の提供による収入についても指定管理者の収入になります。

(2) 収支実績状況

過去3年間における収支については、資料5「平成30年度、令和元年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度収支報告書（生駒市コミュニティセンター除く）」のとおりです。

(3) 指定管理料について

- ① 指定管理者は、市が支払う指定管理料、利用者が支払う利用料金、来館者へのサービス等による収入をもって、生涯学習施設の管理運営を行います。
- ② 各年度において、市が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する年度協定に基づき支払います。
《指定管理料として含まれる経費》
 - ア 人件費
 - イ 事務費
 - ウ 管理費（生涯学習施設の維持管理費）

※ 指定管理料の算出方法は、管理・運営業務に要する経費（上記指定管理料として含まれる経費（指定管理料に含まない経費は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の8を参照。）以下「施設管理運営経費総額」という。）から、利用料金収入見込額及び来館者へのサービスの提供による収入見込額を差し引いた額を基本として提案してください。また、収支計画書を作成するに当たっては、生涯学習施設ごとの収支計画書も作成してください。

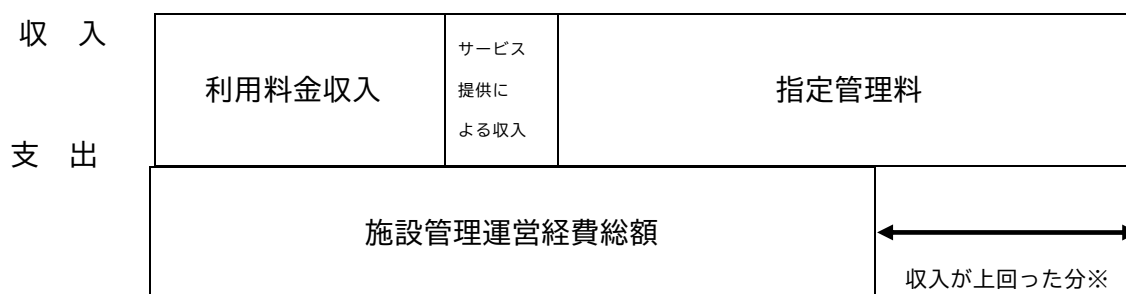
●計算式

指定管理料(提案額)

＝施設管理運営経費総額－利用料金収入見込額－来館者へのサービス提供による収入見込額

- ③ 指定管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された金額を基本として、市と指定管理者との間で協議の上、決定します。また、指定管理者は自主事業に係る経費と、その他の業務に係る経費を区分して整理してください。
 - ④ 毎年度の決算処理において、利用料金収入、来館者へのサービス提供による収入と指定管理料の合計が施設管理経費総額を上回った場合、市と指定管理者でどのように配分するかを提案してください。
- ※ 例えば、現在の指定管理者は、年度ごとに利用料金収入、来館者へのサービス提供による収入と指定管理料の合計が施設管理経費総額を上回った場合、利益相当分の50%（千円未満の端数切捨）を市に納付しています。

《イメージ図》



※収入が上回った分を、市と指定管理者でどのように配分するか提案してください。

- (4) 指定管理者が負担する経費等について
次に掲げる経費については指定管理者で負担してください。指定管理料には含まないものとします。

- ① 自主事業に係る経費
- ② 自主事業に係る賠償責任保険
- ③ 自主事業に係る傷害保険
- ④ 自主事業で購入する備品
- ⑤ 市が認めない経費（応募に係る費用含む）

- (5) 指定管理料の上限額

指定管理料は、応募者からの提案によるものとします。ただし、上限額（消費税及び地方消費税（10%）を含む）については、次の表のとおりとします。なお、上限額を超える提案は失格とします。また、指定期間中に消費税率の改定があった場合は、税率改定分の指定管理料の変更を行います。各年度についての配分を各年度の収支計画書にてご提案ください。

上限額	合計額（5年間）
	2,335,000,000 円

- (6) 自主事業による収入

この募集要項に示す条件のもと、指定管理者は自らの企画による自主事業を実施することにより収入を得ることができます。

- (7) 指定管理料の支払いについて

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに指定管理料を決定し、協定書に定める方法により支払います。

- (8) 指定管理料の精算について

市が支払う指定管理料のうち、修繕費は市が指定する額（各施設の合計で、毎年度2,750万円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とします。この修繕費は、会計年度終了時に精算を行います。なお、1件あたり200万円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を超える修繕や市が指定する修繕額（上記の額）を超え、緊急性を有する修繕の場合は、別途協議により市が実施するか指定管理者が実施するかを決定するものとします。また、1件あたり200万円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を超えない修繕であっても、施設の改修にあたるもの、将来的に施設の管理運営に大きな影響を与える可能性のあるもの等については、別途協議により市が実施するか指定管理者が実施するかを決定するものと

します。

(9) 市が行う施設改修等に伴う削減コストの精算について

施設の大規模な改修工事や補修工事など、市が施策として実施することによって維持管理コスト（光熱水費）が検証の上、削減が確認できた場合には、その費用を精算するものとします。

例) 照明 LED 化 40W→20W（20Wの削減）1日5時間点灯（100Wの削減）
月20日 2000Wの削減費用を精算

(10) 市民サービスコーナーの補助業務に関する委託料について

市民サービスコーナーの補助業務については、別途市民サービスコーナー担当部局との業務委託契約を締結の上で実施するものとしますので、指定管理料に含まれません。

なお、現在の委託料は、令和7年4月現在で、4館合計月額328,075円（※消費税及び地方消費税（10%）を含む）ですが、令和8年4月からは3館になります。

また、今後の協議等により、変更する場合があります。

(11) 生駒セイセイビルの業務委託に関する委託料について

生駒セイセイビル内生駒市コミュニティセンターの維持管理に関する費用は指定管理料に含みますが、それ以外の維持管理業務については、生駒市、生駒市社会福祉協議会、生駒商工会議所との業務委託契約を別途締結の上実施するものとします。そのため、指定管理料には含まれません。

なお、生駒市コミュニティセンターを含む生駒セイセイビル全体に係る委託料は、令和7年4月現在で、月額3,725,700円、年間44,708,400円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）です。参考値のため、協議等により、変更する場合があります。

(12) 経理の区分について

指定管理料の対象となる業務、自主事業としての業務及びその他の法人等の業務に係る経理は、それぞれ明確に区分して整理してください。また、管理口座についても、必ず別々の口座で管理してください。

9 業務の引き継ぎに関する事項

指定管理者は、資料2「生駒市生涯学習施設指定管理者仕様書」の9に掲げるとおり、業務の引き継ぎを適切に行ってください。

10 応募に関する事項

(1) 応募資格

生涯学習施設の管理運営を行う能力を有する近畿圏内に拠点となる事業所（本店所在地の場所は不問とします。グループで応募する場合はグループの構成員のいずれかが該当すること。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次の要件を満たすものとします。

（個人での応募はできません。）

- ① 本市の入札参加停止措置を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75

- 号)に基づく破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。
- ⑤ 次に該当する法人等でないこと。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)
- ウ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体
- エ アからウまでに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。)を行う法人その他の団体
- オ 役員等(法人にあっては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあっては代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体
- カ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいう。)を継続的に有している法人その他の団体
- ⑥ 生駒市政治倫理条例(平成20年6月条例第25号)第16条に規定する法人等でないこと。
- 上記⑤の資格要件確認のため、応募時に「生駒市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき生駒警察署へ欠格事由に該当するか否かを照会します。

(2) グループによる応募

複数の法人等がグループを構成する場合は、代表となる法人等を決定し、応募してください。なお、グループの構成員となった場合には、別に単独で応募することはできません。また、他の複数グループの構成員となることもできません。

(3) 募集要項等の配布

- ① 配布場所
- ・生駒市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課(生駒市役所内3階45番窓口)
 - ・生駒市のホームページからダウンロード
(HPアドレス <https://www.city.ikoma.lg.jp/>)
- ② 配布期間 令和7年7月28日(月)～令和7年10月3日(金)
(窓口配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

(4) 説明会の開催

説明会に出席しない場合は、応募できません。

- ① 開催日時 令和7年8月5日(火)午前10時から
- ② 開催場所 たけまるホール 研修室1・2
(当日は、上記会場まで直接お越しください。なお、自動車で来られる場合は、周辺の有料駐車場をご利用ください。)
- ③ 参加人数 各団体及びグループ2名以内
- ④ 参加申込 説明会参加申込書(様式第8号)に必要事項を記入の上、令和7年8月4日(月)の午後2時00分までに、持参又は電子メールで生駒市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課に提出してください。
[電子メール] sports@city.ikoma.lg.jp
説明会参加申込書の提出が無い場合は、説明会に出席できません。

- ⑤ その他
- ・当日は、この募集要項及び資料をプリントアウトして持参してください。
(説明会当日の配布はありません。)

(5) 施設の見学

施設の見学については、以下のとおり受け付けます。

- ① 見学日程 令和7年8月5日(火)午後～8月7日(木)
※利用中の貸館部分や事務室内、舞台裏等は見学いただけません。
申し込み後、市より改めて日時の指定をいたします。
- ② 注意事項 見学の際に現在の指定管理者に業務等について質問することは禁止します。
(質問は、別途下記(6)のとおり受け付けます。)
立会する市職員の許可を受けずに写真・動画を撮影することは禁止します。

(6) 募集に関する質問の受付

募集内容に関する質問がある場合は、以下のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年8月8日(金)～8月21日(木)の午後5時00分まで
- ② 提出方法 質問書(様式第9号)に記入の上、持参又は電子メールで生駒市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課に提出してください。
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分～午後5時15分のみ受け付けます。)
- ③ 回 答 質問の回答は令和7年8月28日(木)中に、本市のホームページに掲載します。(HPアドレス <https://www.city.ikoma.lg.jp/>)

(7) 応募書類

応募時には、次の書類を提出してください。なお、グループ応募の場合は、④、⑤、⑥の書類は構成員となる全ての法人等のものを提出してください。

提出部数は、正本1部、副本7部とします。

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支計画書(様式第3号)
- ④ 応募する法人等に関する書類
- ・法人等の概要(様式第4号)
 - ・定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類
 - ・法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合)
 - ・財務諸表[貸借対照表、損益計算書、販売費・一般管理費明細書、株主資本等変動計算書又はこれらに類するもの](いずれも直近3事業年度分)
 - ・事業報告書及び確定申告書の写し[税務署へ提出している別表、決算書、勘定科目明細等すべてのもの](いずれも直近3事業年度分)
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納がないことを証するもの)
 - ・主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書(未納がないことを証するもの)
 - ・本生涯学習施設に類する施設の管理に関する業務実績を記載した書類(平成27年度から令和6年度)
- ⑤ 誓約書(様式第5号)
- ⑥ 誓約書(暴力団排除関係)及び役員等一覧表(様式第6号)
- ⑦ グループ協定書(グループ応募の場合。様式第7号)

(8) 応募書類の受付

- ① 受付期間 令和7年9月29日(月)～令和7年10月3日(金)
午前8時30分から午後5時00分
- ② 提出先 生駒市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課(生駒市役所内3階45番窓口)
- ③ 提出方法 応募書類を上記の提出場所に直接持参又は郵送(10月3日必着)で提出してください。これ以外の方法による提出はできません。

(9) 応募に関する留意事項

- ① 接触の禁止
生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定に係る生駒市プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)委員に対して、本件提案についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。
- ② グループの構成団体の変更
グループで応募する場合、審査の公平性及び業務遂行上支障がないと市が判断した場合を除き、代表企業・団体及び構成団体の変更は認めません。
- ③ 応募の辞退
応募書類の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第10号)を提出してください。
提出先: 生駒市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課(生駒市役所内3階45番窓口)
- ④ 提案内容変更の禁止
いったん提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤ 虚偽の記載をした場合の無効
応募書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とします。
- ⑥ 応募書類の取扱い
 - ・教育委員会に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
 - ・教育委員会は、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
 - ・応募書類は、生駒市情報公開条例第2条第2号に定める公文書に該当します。
- ⑦ 費用負担
応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。
- ⑧ その他
 - ・教育委員会が提供する資料を応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
 - ・教育委員会が必要と認めるときは、追加資料の提出を求める場合があります。

11 選定に関する事項

(1) 応募書類、応募資格等の確認

提出された応募書類は、教育委員会において確認を行い、提出内容について確認、照会等を行う場合があります。

所定の応募資格を満たしていない場合は、選定の対象外となります。

(2) 審査委員会による選考

指定管理者の選定に当たっては、「審査委員会」を設置し、提出された事業計画等を総合的に評価し、その選考を経て指定管理者の候補者を決定します。

① 第1次審査

- ・提出された応募書類により書面審査を行います。
- ・第1次審査の結果は、応募者全員に通知します。なお、選定結果の問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

- ・第1次審査の通過団体は、概ね5団体とします。
- ② 第2次審査
 - ・第1次審査通過者を対象に、提出された応募書類の内容等について説明いただくほか、審査委員の質問に回答していただきます。第2次審査の評価により、指定管理者の候補者等を選定します。
 - ・第2次審査の結果は、対象者全員に通知します。

(3) 選定基準

下記「生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定基準」に掲げる評価項目ごとに、第1次審査では申請書類をもとに、第2次審査ではプレゼンテーションをもとに評価を行います。第2次審査における評価が最も高い応募者を指定管理者の候補者に、次順位の応募者を次点候補者として選定します。

ただし、評価が上位にある場合であっても、個別の評価項目において著しく低い評価となった場合は、候補者として選定しない場合があります。また、一定の評価に達した団体がない場合は、適格者なしとする場合があります。

なお、指定管理者の候補者の選定については、指定管理者としての正式な指定を前提とした業務内容等の交渉の第一優先交渉権を付与するものであり、市議会への指定管理者の指定議案提案までの一定期間内に合意に至らなかった場合は、次点候補者に交渉権が移行するものとする。

生駒市生涯学習施設指定管理者候補者選定基準（第1次・第2次評価項目及び配点表）

評価項目	配点
1 基本的な考え方 (1) 施設の管理運営に関する基本方針について	25
2 管理運営業務について (1) 組織・人員体制について (2) 維持管理全般にわたる基本方針について (3) 安全管理及び危機管理について (4) 利用料金について (5) 施設利用者を増加させる方法について	100
3 自主事業の取り組み (1) 生涯学習施設の設置目的を達成するための事業について (2) 施設利用者に対する新しいサービスの提案及びその他の自主事業の提案について	60
4 団体の安定性について (1) 団体の財政状況・経営状況について (2) 類似施設等の管理運営実績について	25
5 収支計画 (1) 収支計画について (2) 経費の縮減について (3) 施設管理運営経費総額を上回る収入があった場合の市と指定管理者との配分について	40
合計	250

	の経費の増		
	世界情勢規模の物価変動に伴う人件費、物品費、光熱水費等の経費の増		協議
資金調達	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
	金利変動に伴う資金調達経費等の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更 (軽微な変更を原則とし、それ以外は協議)		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更 (労働報酬下限額の改定による費用負担増を含む。)		○
税制上の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
不可抗力	双方の責めに帰すことのできない自然的現象(地震、落雷、暴風雨、洪水、土砂崩壊等の天災及び感染症の流行等)又は人為的な現象(戦争、テロ、暴動等)による事業の履行不能、変更、一部中止、休止及び経費の増加等		協議
需要の変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営リスク	施設及び機器の不備、施設管理上の瑕疵又は火災等の事故による臨時休業に伴うリスク		○
書類の誤り	仕様書等、市が提示した書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書、収支計画書等、指定管理者が提示した内容の誤りによるもの		○
備品の損傷	既存備品が経年劣化により損傷した場合	指定管理業務に係るもの	○
		自主事業に係るもの	○
	既存備品が指定管理者の管理瑕疵により損傷した場合		○
	指定管理者が新規に購入した備品の損傷		○
利用者及び第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
地域住民及び施設利用者等の苦情対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、要望等への対応		○
	上記以外の場合	○	
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余議なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費において当該理由により経費が増加する場合	○	
緊急事態等	【特記事項】を参照		協議

セキュリティ	管理不行きによる情報漏えい、犯罪発生の場合		○
引継・事業終了時の経費	施設運営の引継（指定期間前の準備及び次期管理者への引継）及び指定期間が満了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における撤収費用		○
施設・設備の損傷等による修繕	経年劣化によるもの又は第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの	○	
	指定管理者が施設の利用促進のために自主的に行う修繕等		○

**【特記事項】 緊急事態等における指定管理者と市とのリスク分担について
緊急事態における施設の使用**

- (1) 市及び教育委員会は、大規模災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用することが必要となった場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができることとし、指定管理者は、誠実に要請に応じなければならないこととする。
- (2) この場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、その都度、指定管理者に著しく不利益とならないよう配慮し、市と指定管理者との間で協議を行うこととする。

17 その他

(1) 管理業務の継続が困難となった場合の措置等

① 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、市は、指定管理者の指定を取り消す等の措置を行うものとします。この場合、指定管理者は協定に定める違約金を市に支払うほか、市に生じた損害を賠償するものとします。また、指定管理者は、市又は次期管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように引き継ぎを行うものとします。

② 市及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

自然災害その他の不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議を行うものとします。なお、一定期間内に協議が整わない場合は、市は指定管理者との協定を解除できるものとします。また、指定管理者は、市又は次期管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行うものとします。

③ 公共施設の適正配置（ファシリティマネジメント）による施設の統廃合について

市は、公共施設の適正配置（ファシリティマネジメント）による施設の統廃合を判断したときは、対象となる施設の指定の取消し又は指定期間の変更等の措置を行うことがあります。この場合、市はあらかじめ指定管理者に通知するとともに、指定管理者は市及び市教育委員会と協議の上、概ね6ヶ月の期間をもって施設管理を必ず終了するものとします。

また、指定期間の終了が当該年度途中となった場合は、年度協定書の変更協定を締結し、指定管理料の月割り清算を行うものとします。

なお、公共施設の適正配置に伴い、管理施設が廃止等になった場合でも、市及び市教育委員会に対して損害賠償請求等は行わないものとします。

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者の候補者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当すると認められた場合は、市は協定を締結しないことがあります。なお、この場合において、協定締結までに要した費用は、すべて指定管理者の候補者の負担とします。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、本事業の業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

18 担当部署

〒630-0288 生駒市東新町 8 番 38 号

生駒市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

電話 0743-74-1111 (内線 3770、3771)

E-mail sports@city.ikoma.lg.jp